件 農 (薬取締) 昭和 四十六年三月二日農林省告示第三百四十六号) 法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の

定め、 項 合に該当するかどうかの基準を定める件)は、 する場合を含む。 E 農 おい 薬 昭和三十八年五月一日農林省告示第五百五十三号 (農薬取締法第三条第一項第四号に掲 取 締 て準用する場合を含む。 法 昭和二十三年法律第八十二号) の規定に基づき、)の各号の一に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次 同法第三条第一 第三条第二項 廃止する。 項第四号から七号まで (同法第十五条 (同: の二第六 法第十五 項 E 条 お の <u>-</u> のように しし げ て 一第六 る場 準 用

第四号(同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。 当該農薬が次の) 要 件 の いずれ かを満たす場合は、 農薬取締法(以下「法」)に掲げる場合に該当するも という。)第三条 第 の とす 項

る。

1 の 林 項につい 法第二条第二項第四号(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。 加工品の飲食用品が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第七条第一項の規定に基づ 産 物 を 含む。 ての 申 ·請書 以 下 「 の 記 農 作 載に従い当該農薬を使用した場合に、 ·物等」 という。)の汚染が生じ、 かつ、 その使用に係る農作 その汚染に 係 以下同じ。 る農 ·物(樹· 作 物等又は 木 及び農 の事

く 規 農薬 に適合しないものとなること。 格 の毒性及び残留性に関する試験 (当該農薬 の 成 分に 係 る同 . 項 の規定に基づく規格が定められてい 成績に基づき環境大臣が定める基準。 な しし 次号口にお 場合には、 い 当 該 て 同 種 類 の

合に、 ての きわめて微量 当該農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。 申請 その使 書 の)が家畜の体内に 記 用 で に 載 あること、 係 に 従 る農作 しし 家 その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる 畜 物等に当該 の 蓄積される性質を有し、 飼 料 の 農薬 用 に供される農 の 成分物質等が 作物等を対象として当該農薬を使 かつ、 残留することとなること(その残 法第二条第二項第四号の 以 下 事 . ¬ 用 成 項 につい 留量が 分物質 た場

お 当該農薬が次 61 7 準用する場 の) 要 件 合を含む。 の いずれ)に掲げる場合に該当するものとする。 かを満たす場合は、 法第三条第一項第五号(法第十五条の二第六項に

場合を除く。

1 当該 の の お 記 当 該 程 L١ 度が 農 載 て一年未満 地 に 薬 微弱であること、 従 の 土 L١ の 当 成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験及び容器内試 壌 であ 該農薬を使 の当該 る農薬以外 農 薬 当該 の 用 使 した場合に、その (農薬の毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認め 用 の農薬であつて、法第二条第二項第四号の に 係 る汚染 に ょ 使 IJ 用に係る農地に 汚染されることとな お ١J 7 るも 通常 事 項 の 栽培され につい (その農 る て 作 農 の 物 申 作 の汚染 験に 物 が

5 れ る も の を除 ****)であること。

る 61 お 七 当 農 61 該農 て 第 作 該 物 薬 年 薬 項 の を使 汚 未 の の 満 成 規 染 分物 であ 定 が生じ、 用した場合に、 に . 基 質等が土壌 る農薬であつ づく規格 かつ、 中に そ に その使 適合 て の 汚 お 法第二条第二項 い 染 用 L て二分の一 な に に 係 係る農 しし も る 農 の 地に لح 作 に な 物 又は 第 る お 減 四号の 少する期 も しし そ 7 の そ で の の あ 事 加 ること。 I 使 項 間 が 品 用 に ほ 後 つ の 場 飲 L١ 試験 年 て 食 用 以 の 及び 内 品 申 が に 請 容器 食 通 書 常 品 の 栽 内 衛 記 :武 生 培 載 さ 験 法 に に 第 れ 従

八 成 地 お て 分 に 項 当 弱 61 第四 該農 物 て しし お 質 こと等 l J 年 等 号 薬 て が そ の 未 の 残 満 事 成 の の 理 留 分物 であ 使 項 す 由 用 に וֹי により ることとなるも 質等が 後 つ ١J かつ、 年 て 土壌 有害でな 以 の 内 申 中に 家 請 に 通常 書 畜 [の記載. しし の(その お の 1 と認められ 栽培され 体内に て二分 に従 残留量 蓄 11 積 の る家畜 当該農薬を され るものを除く。 がきわ に る性質を有 減 の 飼料 少する期 め て微 使 の 用 用 量)であること。 に する農 間 した場合に、 であること。 が 供 ほ場 2 れ 薬であつ . る 農 試 験 その 及び容器 作 そ て、 物 の に 使 毒 . 当 用 法 性 該 第 内 に が 試 係 き る農 条 験 薬 わ に の 第 め

 \equiv 合は、 水 項 当 田 に 該 に お お L١ 種 類 て L١ 準 の て 農 使 用 す 薬 用 が次 され る場合を含む。 な の要件のすべてを満たす場合は、 しし も の そ)に掲げる場合に該当するものとする。 の他 そ の)使用· 方法等からみて特に安全と認められるもの 法第三条第一項第六号(法第十五条の ただし、 当該 種 類 であ の 農 る 第 六 薬が

同

号に掲げ

る場合に該当しな

١J

も

のとする。

1 わし 度を アー 半 数致 た数 いう。 ル当たりの使用量が○・一キログラムをこえるものにあつては、その半数致死濃度をPPMで表 値をその十アール当たりの使用キログラム数で除した数値が一以下であること。 死 以下同じ。 濃度(こい を使用) が 〇 . Р Р した生物試験方法に M以下であること。 おける当該 ただし、 種類 の農薬 当該種類 の四十八時 の農薬の 間 有 の 半数 効 成 致 分 の 死濃 +

当 該

種

類

の

農

薬のこ

١J

に対する

毒性の消失日数がその通常の使用状態に近い

条件におけ

る

試

験

に

お

61

て

七日以

上であること。

四 る試験 濃 号(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。 条の規定に基づく水質汚濁に係る基準が定められてい て同じ。 を保護するうえで維持されることが望ましい基準として定められ した場合に、その使用に係る水田の水中における当該種類 度が 法第 成績、 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条の規定に 二条第二項第四号の において定められた当該成分の基準値の十倍を超えることとなる場合(当該成 使用方法等に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合)は、 事項についての申請書の記載に従い水田において当該 な い場合には、 の農薬の成分の百五十日間における平均 基づく水質汚濁に係る基準(人の健康 たも 当該種類の農 のに限る。 法第三条第一項第七 種類 以下この号に 薬の の農薬を使用 毒性 分 に に 係 関 る お す 同

この告示においてPPMは、

2

百万分率を示す。